J232
19.7―20.2GHz（宇宙から地球）、28.45―29.1GHz（地球から宇宙）、29.46―30GHz（地球から宇宙）及び40―40.5GHz（宇宙から地球）の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用することができる。
J233
移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、19.7―20.2GHz及び29.5―30GHzの周波数帯においては、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り周波数帯の高い部分に配置するものとする。
J234
19.7―20.2GHz及び29.5―30GHzの周波数帯の移動衛星業務には、無線通信規則第4.10号は適用されない。
J235
20.1―20.2GHz及び29.9―30GHzの周波数帯で、固定衛星業務及び移動衛星業務の通信網は、１又は２以上の衛星を介した対向通信及び多方向通信のための、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局の間に回線を設定することができる。
J236
移動衛星業務の宇宙局の使用に当たっては、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を用いるものとする。この周波数帯における移動衛星業務のシステムの運用は、無線通信規則第5.524号の規定に従う固定及び移動システムが運用する周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。
J237
関係主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、固定業務及び移動業務のどの局についても、他の主管庁の所掌範囲における任意の点の地上高３ｍにおいて、時間率20%以上で－120.4dB(W／(㎡・MHz))を超える電力束密度を生じさせてはならない。この場合においては、ＩＴＵ－Ｒ勧告Ｐ．452（ＩＴＵ－Ｒ勧告ＢＯ．1898を参照）に基づかなければならない。
J238
この周波数帯の固定業務及び移動業務の局は、放送衛星業務の発達を促進するため、その設置を制限されることがある。
J239
この周波数帯の使用は、決議第755（ＷＲＣ―12、改）に従うこと。
J240
決議第555（ＷＲＣ―12、改）を参照すること。
J241
地球探査衛星業務（受動）及び宇宙研究業務（受動）によるこの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務の運用に制約を課さないものとする。
J242
宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でも54㎞の距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。この場合において、無線通信規則第9.17号及び第9.18号は適用しない。
J243
固定衛星業務（地球から宇宙）によるこの周波数帯の使用は、最小空中線口径を4.5ｍとする地球局に限る。
J244
衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な混信を容認しなければならない。
J245
この周波数帯については、放送衛星業務のフィーダリンクの局は、他の固定衛星業務（地球から宇宙）の使用より優先される。これ以外の使用については、これら衛星基幹放送局の既存又は計画されたフィーダリンクに干渉を与えてはならず、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。
J246
衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限るものとし、また宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。
J247
地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、近隣国において運用している固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、ＩＴＵ－Ｒ勧告ＳＡ．1862を考慮して運用しなければならない。
J248
この周波数帯における衛星間業務で運用されている非静止衛星を利用した宇宙業務に関しては、無線通信規則第22.2号は適用されない。
J249
この周波数帯は、放送衛星業務のために定められたフィーダリンクのための固定衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。
J250
27.500―27.501GHz及び29.999―30.000GHzの周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、一次業務で固定衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で10dBWを超えてはならない。
J251
27.501―29.999GHzの周波数帯は、アップリンク電力制御を行うためのビーコン波送信用として、二次業務で固定衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。
J252
27.9―28.2GHzの周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局（ＨＡＰＳ）にも割り当てることができる。ＨＡＰＳによる当該周波数帯の使用は、補助周波数帯とする。ＨＡＰＳに割り当てられた当該周波数帯の使用は、ＨＡＰＳから地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。ＨＡＰＳは、これらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第145（ＷＲＣ―07、改）を参照すること。
J253
この周波数帯において、地球探査衛星業務は局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。
J254
無線通信規則第5.535A号を参照すること。
J255
無線通信規則第5.541号を参照すること。
J256
固定業務又は移動業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第21.3号及び第21.5号に定める電力制限値を適用する。
J257
29.95―30GHzの周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のために、二次業務で地球探査衛星業務（宇宙から宇宙）にも使用することができる。